

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 5 月 31 日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380999

研究課題名(和文)資本主義社会確立期の北海道における小学校と地域社会 - 教育「拡充」「発展」の実態 -

研究課題名(英文)The Elementary Schools and the Communities in Hokkaido of Capitalist Society Establishment Period

研究代表者

坂本 紀子 (SAKAMOTO, Noriko)

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号：40374748

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、1908年前後から1920年代後半の北海道における教育政策と地域社会の教育実態を明らかにすることを目的としている。この時期の北海道は、鉱工業生産が農業生産を上回る産業構造の転換期にあった。工業、炭鉱業、農業それぞれを主産業とする地域の初等教育機関は、設備や教育内容において格差があった。そして小学校尋常科において授業料を徴収するという教育財政上の問題も生じていたのである。それらは、この時期、教育は「発展」「拡充」を遂げたとする先行研究の見解とは異なるものだった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to analyze the elementary education systems and the realities of education of the communities in Hokkaido from around 1908 to the late 1920s. It was the turning point that industrial production exceeded agricultural production. In the elementary education institutions of each industry place, there were differences in facilities and education contents. And the problem to collect the tuition fees of the elementary schools occurred. For these reasons, the previous study that education performed "expansion" "development" is in need of modification.

研究分野：教育学

キーワード：近代北海道 小学校 地域社会 簡易な教育 教育所 特別教授場

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究が対象とするのは、近代日本史上、日露戦争から第一次世界大戦を経て「資本主義社会の確立」や朝鮮・サハリン領有等の「帝国主義の伸張」が進行する時期である。この時期の北海道は「開拓」政策としての「第一期拓殖計画」の下で、移住民の急激な増加と社会・産業構造の変化を迎える。教育についても小学校就学率が95%を超え、「拡充」「発展」を遂げた時期とされている。

しかし地域の財政基盤は依然として脆弱であり、そのため「市制町村制」が実施されず「区制」「北海道1級町村制」「北海道2級町村制」「戸長役場制」を併存させた地方制度が施行されていた。

(2) 応募者は2010年から本助成金基盤研究(C)の支給を受け、1887年に道庁が道内ほとんどの小学校を簡易科にした施策や、1898年制定の「簡易教育規程」を対象にして、この規程により小学校就学率が90%台に急上昇した過程の分析をすすめてきた。そして道庁のそれらの施策や制度が人びとの過重な教育費負担を前提にしたものであり、その教育政策は「開拓地の実状に適応」させたものではなく、むしろ実状を踏まえない政策の下で移住民の尽力が教育「普及」の駆動力になっていたことを明らかにしてきた。

これ以降の時期においても、そのような教育環境が直ちに解消されたとは思われず、学校教育はその後様々な矛盾を抱えながら展開していったと考えられる。財政基盤が脆弱な地域が多々ある中で資本主義社会の確立という社会構造の歴史的転換が果たされたとするならば、地域の教育はいかなる問題や矛盾を抱えながら展開したのか。そのような問題を明らかにしていくことが日本教育史上重要な課題だと考え、本研究に着手した。

## 2. 研究の目的

財閥資本の進出により鉱工業生産が農業生産を上回る産業構造の転換期である1908年前後から1920年代後半までの北海道を対象にして、「開拓」政策と教育政策との相剋の中にある地域の教育実態を明らかにすることが本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

北海道庁は、1903年に「簡易な」教育の実施方法を定めた「特別教育規程」を施行し、それを1908年に改正する。そして1916年にさらにこれを改正する。この令規の改正の時期区分を便宜的な作業区分とし、そこに工業地、炭鉱地、農業地といった多様性を踏まえた調査地の配分を組み合わせる。各時期に対象地域を設定し小学校に所蔵されている「学校沿革誌」等の調査収集、そして市役所、役場、図書館、博物館、郷土資

料館に所蔵されている「総代会資料」「議事録」「協議費」「申請書綴」等の調査収集を行う。

それらの調査に加えて北海道教育大学、北海道大学、北海道立文書館および図書館、函館中央図書館で文献、資料調査を連動させて行う。そこで収集した資料を目録化し電子化する。そして内容を分析検討し、考察して論文にまとめる。

## 4. 研究成果

以下の研究成果は、これまでの日本教育史研究において明らかにされていなかった内容であり、近代日本における「開拓」下北海道の教育の特徴として位置づけることができる。

### (1) 「特別教育規程」改正の理由

#### 1908年改正の理由

日露戦後、北海道移住民が激増する。1908年の「特別教育規程」の改正は、この時期、道内に移住する人びとが、設置し維持することが可能な「簡易な」初等教育機関を作ること認めるものであった。尋常小学校よりも教育内容および施設設備が簡易な「教育所」、教育所よりも教育内容がさらに簡易な「特別教授場」の設置を認め、子どもたちがそれらに通うことによって、尋常科相当の教育機関に就学し教育を受けたと認めるものだった。

その結果、北海道の就学率は、全国平均レベルに達した。しかし、施設および内容に格差のある初等教育機関が複数存在することになり、人びとの中に、学校教育に対する階層的格差意識を形成することになった。

#### 1916年改正の理由

第一次世界大戦の影響で北海道産業は盛況となり、北海道移住民の数は1915年と1919年にピークを迎える。1916年の「特別教育規程」の改正は、「教育所」を特別な「尋常小学校」と認め、名称を「尋常小学校」に改称することによって、北海道移住民の教育機関名称に対する違和感をなくし、移住民招致の促進をはかるものだった。

これにより教育機関名称に対する違和感は軽減された。しかし、同じ名称ではあったが、設備および教育内容の異なる2種類の尋常小学校が存在することになったのである。

### (2) 工業地域の教育実態

#### 1908年改正前後の概況

1907年に室蘭郡輪西村に北海道炭礦鉄道会社による製鉄所が建設される。同年、室蘭町に日本製鋼所が設立された。室蘭の移住民はこれ以降に激増し、7000前後の戸数は9600戸になり子どもの数も増加した。

1915年までの間に、教育所は尋常小学校に、分教場は尋常高等小学校になり、新たに尋常小学校が設立された。人口増加に伴って「特別教育規程」の改正以前に、「簡易な」教育機関は尋常小学校へと組織改変されていた。

#### 1916年改正前後の概況

輪西村と室蘭町は 1918 年に合併し室蘭区となり、翌年には両会社も合併する。第一次世界大戦の開始により室蘭の工業は軍需産業として活況を呈していくことになる。1917 年には 12100 戸となり、毎年 1000 戸以上が移住した。

尋常小学校は尋常高等小学校になり、新たに尋常小学校も設立されていったが、児童数の増加に設備が追いつかず、二部教授を実施しながら、各学校は教室数を増やしていった。室蘭の各小学校には、体操場、裁縫室等の特別教室も設置され、手工、唱歌、図画等の科目も実施されていた。このように充実した教育環境の中でカリキュラムを実施できたのは、日本製鋼所やそこに勤める保護者等からの多大な寄付があったからである。

#### 教育財政

小学校は地域から多くの寄付を得ることはできたが、室蘭の区費中に教育費が占める割合は約 44%であり、全国平均よりもやや高い。尋常小学校の授業料徴収は、第 3 次小学校令(1900 年)によって原則廃止されている。しかし室蘭は、1922 年に尋常科児童一人につき月 20 銭の授業料を徴収することを決めた。

「区制」施行後の室蘭は人口 51400 人の都市になったが、人口の三分の一にあたる人びとが日雇い等の労働者層で占められており、転出入が激しいため担税力が低く、行政費の膨張に対して歳入が伴わない、というのが理由であった。

#### 工業地域の特徴

資本が投入され、第一次世界大戦を契機に軍需産業として盛況を呈し人口が激増した道内の工業地域では、「特別教育規程」の改正に関わりなく、人口増加に伴って「簡易な」教育所等の教育機関は尋常小学校、尋常高等小学校へと改組されていった。地域から多くの寄付金を得ることによって、小学校は、設備、カリキュラムが改善され充実した教育環境にあった。

しかし、地域の教育財政はけっして豊ではなく、人口増加に伴い「区制」が施行されたとしても、その分行政費が膨張し、尋常小学校において授業料を徴収せざるを得ないという実情が生じていたのである。

#### (3)炭鉱地域の教育実態

##### 1908 年改正前後の概況

空知郡歌志内村に石炭が発見され、炭鉱開発事業が北海道炭礦鉄道会社によってすすめられていった。以後、同村では移住民が増加していく。

新たに採炭所が設置されると、そこに炭鉱夫が集中し子どもが存在することになる。採炭所は試験的な場合もあり、当初設置される教育機関は教授場や教育所、分教場が多い。しかし、石炭の産出状況に左右されながら、炭鉱会社の寄付により、それらは尋常小学校へと改組されていった。

##### 1916 年改正前後の概況

第一次世界大戦によって石炭の需要が増

加し、歌志内村は 1919 年に「一級町村制」が施行される。以後、炭鉱開発事業に住友が、1926 年以降には三井が参入する。

新たな石炭採掘に着手されるとそこには分教場や教育所、教授場が設置されるが、会社の出資によって尋常小学校となり、さらに高等科が設置されていった。教室の増築や体操場の設置、理科に必要な実験器具、そして修学旅行等に必要な費用を会社が一部負担したりしていた。しかし、学校の規模は室蘭よりも小さく、歌志内の小学校の多くが複式学級であった。

#### 教育財政

歌志内の教育費は、全村費中約 65%を占めており、室蘭よりも負担率が高い。1920 年から 1923 年までの期間、尋常科児童一人につき、月 20 銭徴収することが決まった。一級町村制が施行されたことにより、道路橋梁、学校設備の充実に迫られ、やむを得ず授業料徴収を行ったのである。

1924 年に「義務教育費国庫交付金」が増加される。それにより、教育費の負担は幾分か軽減された。しかし教育費は、全村費中 63%を占めており、村財政を圧迫し続けた。

#### 炭鉱地域の特徴

住友、三井等の財閥が参入し第一次世界大戦を契機に盛況となり、移住民が増加する炭鉱地域においては、工業地域同様にそれらの会社が教育機関に多大な寄付を行い、それによって教授場、分教場、教育所は尋常小学校となり、高等科を設置していった。またカリキュラム、教材教具等においても充実した教育環境を整えることができた。しかし、中小の資本で試験的に採炭事業が行われる地域もあり、石炭の産出量にも左右され、複式学級を持つ小学校が多かった。

また、教育財政も工業地域同様にけっして豊ではなく、全村費中教育費の占める割合は 65%であり、工業地域よりも負担が大きかった。急激な人口増加による「一級町村制」の施行に伴う行政費の膨張によって、工業地域同様に尋常科の授業料徴収が実施されていたのである。

#### (4)農業地域の教育実態

##### 1908 年から 1916 年前後の農業地域の概況

日本に資本主義社会が確立していく過程には、地主制による小農民経営の確立が基盤としてある。1920 年段階で、50 町歩以上の土地を所有する地主の三分の一が北海道に存在した。1000 町歩以上の土地を所有する大地主 22 名中 16 名が、北海道の土地を所有していた。不在地主が所有する面積の割合では北海道が全国 1 位であり、小作地の面積割合も最も高かった。北海道の小作人 1 戸に貸与される土地は平均 5 町から 10 町歩で府県のそれに比べれば広大であり、小作人は貸与された土地の中に住居を構えなくてはならなかった。北海道の地主体制は 1900 年前後に成立し、大正中期に地主総数のピークを迎える。

小作人1戸に貸与される土地の広さおよび住居形態から子どもの通学を考慮すると、設置される初等教育機関は教育所や特別教授場といった小さい機関にならざるを得なかった。道内の教育所数は1909年にピークを迎え、その後減少するが、1917年以降、再び増加し、1919年以後、再び減少する。特別教授場数は年々増加し、1920年をピークに徐々に減少していく。北海道に地主制が確立していく過程で、その小作層の子どもたちの教育機関として教育所、特別教授場が設置されていったと考えられるのである。

#### 1908年改正前後の概況

河東郡音更村にある高倉農場は、高倉安治郎が1909年に800町歩、1911年に1560町歩の払い下げを受けた農場で近隣には尋常小学校2校、特別教授場が1校あったが、道路は整えられておらず子どもが通うには危険であり困難であった。そのため、学校に通えず、不就学状態の子どもたちも少なくなかった。

#### 1916年改正前後の概況

1916年以降、集団移住があり、高倉農場に多くの小作人が入植した。これら小作人層が中心となって特別教授場の設置を理事者に請願し、1919年に設置された。特別教授場を設置するにあたっては、農場主の高倉から寄付金を得ているが、特別教授場の設置であったから、安上がりな寄付であったといえる。この特別教授場は、1921年に尋常小学校になっている。1916年の改正を適用した「特別な」尋常小学校への改称だった。

斜里郡斜里村では、三井系列の会社が3600町歩の土地の払い下げを受け、その1地域である来運に20数戸の小作人を入植させて開墾をすすめた。同地域に移住民がさらに入植し、就学年齢に達した子どもたちが増加していった。1920年に小作人たちが農場倉庫を修理して特別教授場を設置した。この特別教授場が1916年の「特別教育規程」の改正を受けて「特別な」尋常小学校として認可されたのは、1934年のことだった。

#### 教育財政

1926年における音更村の全村費中、教育費が占める割合は約58%である。斜里村の全村費中に占める教育費の割合も60%前後である。工業地域に比べて教育費が占める割合が高い。しかし当該地域において、尋常科で授業料を徴収していたという記録はなかった。

しかしながら、小作人の子どもたちのために地主層が教育機関に出資した寄付金は、工業地域に比べて安上がりだったといえる。高倉農場や来運地域に設置された特別教授場が、1916年に改正された「特別教育規程」を受けて尋常小学校になった時期は、1916年よりもかなり遅い時期である。尋常小学校と名乗るためには「教育所」レベルまでに環境を整えなければならなかったから、それまでの18年間は、人びとの尽力の過程であったとらえるべきであろう。

#### 農業地域の特徴

道外からの資本が投入され不在地主が所有する土地の割合が全国1位である北海道の農業地域に、教育所や特別教授場という「簡易な」初等教育機関数が多かった。村費に占める教育費の割合も大きかった。1000町歩以上の土地を所有する地主が最も多かった北海道であるが、それら地主が小作層の子どもたちの教育機関に投資する金額は、けっして多くはなかった。工業地域や炭鉱地域に比べて、教育所や特別教授場が尋常小学校に移行する時期も遅かったといえる。

#### (5)総括

日露戦争から第一次世界大戦を経て、財閥資本の進出により、鉱工業生産が農業生産を上回る産業構造の転換期の北海道では、教育についても「拡充」「発展」を遂げた時期とされていた。しかし、本研究により当該時期の北海道教育は、以下のような情況にあったことが明らかとなった。

工業、炭鉱業、農業地域によって初等教育機関の設備、教育内容には階層的格差があった。工業および炭鉱地域では会社から初等教育機関への多額な出資があり、特別教授場、教育所から尋常小学校への移行が比較的短時間で可能となり、設備や教材教具の充実も見込まれた。他方、農業地域では、地主層から小作層の子どもたちの教育機関に対する出資金は少なく、尋常小学校への移行も遅く、工業および炭鉱地域との格差があった。

会社からの多額の出資金が見込まれた工業および炭鉱地域ではあったが、しかし急激な人口増加による「区制」「一級町村制」の施行によって、一般行財政が膨張し、地域財政は豊ではなく、その窮乏を小学校尋常科に授業料徴収を課するという形で反映されていた。

産業構造の転換期の北海道においては、地域による教育環境の格差が大きく、急速に形成された地域の財政基盤は脆弱だった。工業および炭鉱地域、そして農業地域での初等教育機関をめぐる問題や矛盾を、直接は移住民が抱え、彼等の尽力によって学校教育は支えられていたといえる。

#### (6)予期せぬ新たな知見

農業地域として取り上げた河東郡音更村には、「義務教育免除地」が存在した。「義務教育免除地」の規定は、法令上、第二次小学校令(1890年)に登場し、以後、敗戦直後まで存続する。免除地に指定された地域については、町村での事務段階で処理されるため、記録としてほとんど残されていない。「開拓」政策下にあった北海道で「義務教育免除」に関する規定がどのように適用され実施されたのか。府県において同様に免除地に指定された地域と比較することによって、その意味を検討していく必要がある。そしてそれらの地域の人びとが、どのように義務教育を獲得していったのか、その過程を明らかにすることが今後の課題である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- (1) 坂本紀子、近代北海道における野幌移住民の小学校設立過程、地方教育史研究、査読有、全国地方教育史学会紀要第36号、2015年、1頁
- (2) 坂本紀子、北海道庁令「簡易教育規程」(1898年～1908年)について 就学率の推移と簡易教育の実態に着目して、日本の教育史学、査読有、教育史学会紀要第57集、2014年、19頁
- (3) 坂本紀子、北海道庁による初等教育政策と小学校の実態 1898年～1908年の「簡易教育」を中心に、道歴研年報、査読無、第14号、2013年、70頁

〔学会発表〕(計5件)

- (1) 坂本紀子、1910年から1920年代後半における北海道の初等教育の実態、教育史学会第59回大会、2015年9月27日、「宮城教育大学(宮城県仙台市)」
- (2) 坂本紀子、北海道における小作制農場と初等教育機関の実態、教育史学会第58回大会、2014年10月5日、「日本大学(東京都世田谷区)」
- (3) 坂本紀子、近代北海道における野幌移住民の小学校設立過程、全国地方教育史学会第37回大会、2014年5月18日、「早稲田大学(東京都豊島区)」
- (4) 坂本紀子、北海道庁令「特別教育規程」(1908年～1915年)について 資本主義社会確立期における教育「充実」「発展」の実態、教育史学会第57回大会、2013年10月14日、「福岡大学(福岡県福岡市)」
- (5) 坂本紀子、北海道庁令による初等教育政策と小学校の実態 1898年～1908年の「簡易教育」を中心に、北海道歴史研究者協議会2013年度第1回例会、2013年7月20日、「札幌市民ホール(北海道札幌市)」

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

坂本 紀子 (SAKAMOTO NORIKO)  
北海道教育大学・教育学部・教授  
研究者番号：40374748